

今後の財政健全化の取組み方針（概要）

1. これまでの経過

財政の健全化については、「財政健全化指針」（平成14年12月策定）、地財ショックを踏まえて策定した「中期財政改革基本方針」（平成16年10月策定）に基づく取組みを経て、平成19年度時点においても、なお、今後も200億円台後半の収支不足が見込まれる危機的状況にあったことから、平成19年10月に「財政健全化基本方針（平成20～29年度）」を策定し、平成20年度から平成23年度までの4年間を集中改革期間に位置づけて、取り組んできました。

平成24年度以降においては、4年間の集中改革期間の実績や、今後の財政の見通しを踏まえて、「財政健全化基本方針」の見直しを行い、平成24年3月に「今後の財政健全化の取組み方針」を策定し、引き続き、財政健全化に取り組むこととしています。

2. 今後の財政健全化の取組み方針

(1) 方針期間

平成24～29年度（うち経過監視期間：平成24～25年度）

（経過監視期間の考え方）

県財政を取り巻く情勢は、大震災等による経済情勢や社会保障と税の一体改革をはじめとした国の動向など、しばらくの間、不透明な状況が続くことが予測されることから、当面の2年間を、今後の県の財政運営を見極めるための「経過監視期間」に位置づけます。

(2) 目 標

現在の県財政は、毎年度生じる収支不足を基金の取崩しによって、穴埋めをしている状態にあります。

このため、方針の終期である平成29年度を目途に、130億円程度の基金を確保した上で、給与の特例減額などの特例措置なしに、基金の取崩しを行わなくても良い「収支均衡」の状態を目指します。

(3) 今後の健全化の進め方

今後の取組みについては、集中改革期間の取組み実績をベースとして、県民サービスの維持確保に配慮しつつ進めていきます。

なお、経過監視期間においては、国の動向等の情勢変化に伴い、財政見通しが悪化する場合には、健全化の取組みを拡充もしくは追加するなど、緊急かつ弾力的に適切な対応を行います。

また、経過監視期間後の取組みについては、この2年間の取組みの継続を基本に、その時点の情勢を見極め、県内各界各層の意見も伺いながら柔軟な対応を行います。

(4) 具体的な取組み

経過監視期間における具体的な取組み方策は次のとおりです。

基本方針に掲げる「行政の効率化・スリム化」、「事務事業の見直し」、「財源の確保」の3分野について、引き続き着実に取り組んでいきます。

項 目	取組み目安	
	H25年度	H29年度
1 行政の効率化・スリム化		
<p>(1) 内部管理事務改革の実施 平成23年度に総務事務センターを設置し、経理事務や旅費事務の集中処理化など事務処理改革に取り組んでおり、今後も順次、給与事務をはじめとした事務処理の効率化を進めます。</p> <p>(2) 総人件費の抑制</p> <p>ア 職員定員の削減 職員定員については、平成14年度を起点として、平成29年度に1,500人程度の削減を目標としています。 平成24年3月末においては、概ね1,000人の削減を達成する見込みであり、現在進めている本庁、地方機関を通じた内部管理事務改革や現業業務の見直しを進めるとともに、必要な事務事業の見直しによる定員削減に継続して取り組みます。</p> <p>イ 給与の縮減 平成24年度からの2年間の経過監視期間における給与の特例減額の取扱いについて、特別職の特例減額及び管理職手当の特例減額を継続して実施します。</p> <p>□ 平成24～25年度の給与の特例減額率</p> <p>○ 特別職</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事……………給与の20%減額〔従前25%〕 ・副知事…………… ” 15%減額〔従前20%〕 ・常勤の監査委員、教育長、病院事業管理者… ” 13%減額〔従前18%〕 <p>○ 一般職</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部次長級……管理職手当の12.5%減額〔従前25%〕 ・課長級…… ” 10%減額〔従前20%〕 <p>(3) その他</p> <p>ア 組織等の見直し 組織体制については、時代の変化に対応した簡素で効率的な体制となるよう、適宜柔軟に見直します。また、業務の効率化等によって、時間外勤務の縮減を図ります。</p>	5億円程度	20億円程度

項 目	取組み目安	
	H25年度	H29年度
<p>イ 内部管理経費の見直し 情報通信システムなどの維持管理経費の縮減に取り組みます。</p> <p>ウ 公の施設等の見直し 公の施設については、サービス向上とコスト縮減の両面から、施設の運営管理費の見直しを行います。 外郭団体については、各団体の自主的な経営努力を促し、県の財政的関与の縮減を図ります。</p>		
2 事務事業の見直し		
<p>(1) 一般施策経費、経常経費等 県の判断で任意に実施できる事業や施設の維持管理などの固定的な経費については、集中改革期間における経費の段階的縮減（一般施策経費▲50%、経常経費等▲10%のマイナスシーリング）の取組み効果を維持するため、平成24、25年度の一般財源総額は、平成23年度の一般財源総額と同水準（ゼロシーリングの設定）とします。</p> <p>(2) 公共事業費 補助公共事業、単独公共事業、維持修繕事業については、集中改革期間における経費の段階的縮減（▲30%のマイナスシーリング）の取組み効果を維持するため、平成24、25年度の県費負担額（県債と一般財源の合計）は、平成23年度の県費負担額と同水準（ゼロシーリングの設定）とします。 災害復旧事業費、国直轄事業負担金、その他性質上シーリング方式になじまない事業は、個別に所要額を精査します。</p> <p>(3) 特別な需要に基づく経費 年度間変動の大きい建物の改修や設備の更新など、臨時又は特別な需要に対応する経費について、個別に見直しを行います。</p> <p>(4) 義務的な経費 ア 義務的な性質として支出している経費について、個別に内容の再点検や見直しを行います。また、企業会計・特別会計について、事業毎に合理化・効率化を図ることによって、一般会計負担のあり方を検討します。 イ 新規県債の発行抑制や繰上償還の実施などによって、公債費の抑制を図ります。</p> <p>(5) 見直し等の留意点 ア 公共投資は、社会経済情勢を踏まえつつ、県勢の発展や県民生活のために真に必要であって、緊急的に実施すべきものについて、重点的に行います。 イ 新たな施設の建設事業については、財政健全化の見通しが立つまでは、既存施設の老朽化や再編に伴うものなどを除き、原則として行わないこととします。</p>	5億円程度	5億円程度

項 目	取組み目安	
	H25年度	H29年度
3 財源の確保		
<p>(1) 県税収入の確保</p> <p>ア 課税自主権の活用 平成26年度末に現行の課税期間が終了する県独自課税について、社会情勢や行政需要を見極めながら、今後の税率、課税方式、課税期間のあり方の検討を進めます。 ・水と緑の森づくり税、産業廃棄物減量税、核燃料税</p> <p>イ 経済活性化などによる税収の確保 産業振興施策を推進し経済活性化による税収の確保や、滞納額の縮減の取組みによる負担の公平と税収の確保に努めます。</p> <p>(2) 執行節減等決算段階での財源の確保 執行段階での徹底した節減や予算を上回る歳入の確保に努めます。</p> <p>(3) 特定目的基金等の活用 特定事業への活用を目的とする基金の活用の拡充や、特別会計の経営の合理化・効率化による一般会計への繰入れを行います。</p> <p>(4) そ の 他</p> <p>ア 県有財産の売却や有効活用の促進 県有未利用財産の売却や広報印刷物等の広告収入の確保に取り組みます。</p> <p>イ 使用料・手数料などの受益者負担の適正化 社会経済情勢の変化にあわせ、使用料、手数料について見直しを行うとともに、貸付金等の未収金の債権管理を徹底し、受益者負担の適正化を図ります。</p> <p>ウ 地方税・地方交付税の充実に向けた国に対する働きかけ 地方税・地方交付税等の一般財源の確保・充実に向けて、国に対して更に積極的に働きかけていきます。</p>	70億円 程度	50億円 程度
合 計	80億円 程度	75億円 程度